

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達推進に関する法律（平成12年法律第100号）

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、
国等の公的部門における調達推進 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
情報の提供など

国等における調達推進

「基本方針」の策定（6条）

調達推進の基本的方向、特定調達品目及びその判断の基準など各機関が調達方針を作成する際の基本的事項などについて定める。

国等の各機関（第7条）

（国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」（特定調達物品等及びそれ以外の環境物品等の調達目標等について定める）を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

地方公共団体（第10条）

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進（努力義務）

環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮（第11条）

事業者・国民（第5条）

物品購入等に際し、できる限り、
環境物品等を選択
（一般的責務）

情報の提供

製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）